

約款 新旧対照表

『ドメインサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第15条(資格)	第15条(資格) 1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。 i. 汎用JPDドメイン:「汎用JPDドメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者 ii. 属性型JPDドメイン:「属性型(組織種別型)・地域型JPDドメイン名登録等に関する規則」別紙1「属性型地域型JPDドメイン名の種類」記載の要件を満たし、かつ本ドメイン約款、その他約款および各オプション約款以外のサービス別約款に規定される基本サービスを利用している者	第15条(資格) 1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。 i. 汎用JPDドメイン:「汎用JPDドメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者 ii. 属性型JPDドメイン:「属性型(組織種別型)・地域型JPDドメイン名登録等に関する規則」別紙1「属性型地域型JPDドメイン名の種類」記載の要件を満たす者	・属性型JPDドメイン名の登録資格を変更します。
附則 第1条(適用開始)	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成25年7月17日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年8月6日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。